

政府・地方の基盤インフラ としてのマイナンバー制度 ～進むPJと今後の課題～

金融調査部 吉井 一洋／是枝 俊悟／藤野 大輝

要 約

マイナンバー制度は住基ネット最高裁判決の影響もあり、利用範囲が税、社会保障、災害対策に限定されているが、情報提供ネットワークシステム・マイナンバーカード・公的個人認証・マイナポータル等、今後のデジタル・ガバメントのコアとなる周辺制度を備えている。

所得や資産の捕捉という納税者番号としての役割だけでなく、マイナンバーカード内の公的個人認証を用いた行政手続のオンライン化、情報提供ネットワークシステムによる添付書類の削減、マイナンバーカードへの各種カードのワンカード化、子育て、介護、引っ越し、死亡・相続などの手続きのマイナポータルを用いた各種ワンストップ・サービスの導入、戸籍情報の情報提供ネットワークシステムを経由した行政機関内のやりとり、医療への活用（健康保険証とマイナンバーカードの一体化を含む）、マイキープラットフォームやマイナポイントへの活用などが進められている。

手続きの負荷などからマイナンバーカードの交付率は15%強にとどまっており、今後も継続的な制度の見直しが期待される。

目 次

はじめに

- 1章 マイナンバー制度の基本的な仕組み
- 2章 所得や資産の捕捉における役割
- 3章 マイナンバーカードと行政手続の簡素化
- 4章 マイキープラットフォームとマイナポイント
- 5章 医療との連携
- 6章 今後の課題

はじめに

マイナンバー制度が導入された 2016 年から 5 年目に入っている。マイナンバーは、外国人も含むわが国に住民票を有する個人に対して付番される 12 桁の番号で、税、社会保障、災害対策の 3 分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。ただし、単なる名寄せのツールではなく、マイナンバーカードや公的個人認証、マイナポータルなどとも合わせ、行政手続のオンライン化や行政と民間の連携のコアとなる制度として期待されている。例えば、政府や地方自治体は、新型コロナウイルス対応に追われているが、現金給付や医療での対応、人の出入りの確認などへの活用も期待できる。本稿ではマイナンバー制度の基本的な仕組みを説明し、行政機関等・民間での活用状況を今後の予定も含め解説したのちに、経済団体の要望なども参考に、今後の課題について取りまとめる。

1 章 マイナンバー制度の基本的な仕組み

1. これまでの経緯

1) 番号法の制定

マイナンバー制度は、もともとは納税者番号として検討されていたが、2009 年 9 月までの旧自民党・公明党政権時代に、徴税ではなく社会保障の給付と結びつける方向で検討が行われた。その後の民主党政権時代に、税と社会保障の共通番号

を導入する方向がより明確に打ち出され、さらに国民 ID 構想と結びつける提案がなされた。国民 ID 構想とは、行政機関が保有する個人の情報について、国民一人一人に付された ID を活用して連携を図り、行政の効率化と受給のための手続等の簡素化を図るものである。この基本的な枠組みが、2012 年 12 月以降の自民党・公明党政権（第二次安倍内閣）に受け継がれ、2013 年 3 月に番号法¹が閣議決定を経て通常国会に提出され、5 月に可決・成立した。行政事務の効率化、給付と負担の適切な関係の維持、個人・法人から提出された情報の複数回提出回避、個人番号を用いて収集・整理された個人情報の法令に定めた範囲を超えた利用の制限を基本理念とする。法令に定める利用範囲は、税、社会保障、災害対策の 3 分野及びこれらに類する分野²であり、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の提供もこれに合わせて制限されているが、法施行後 3 年をめどに、利用範囲の拡大について検討することとされた。

2) 住基ネット最高裁判決への対応

マイナンバー制度は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）は憲法違反ではないとした最高裁判決（平成 20 年 3 月 6 日）の趣旨を踏まえて次のような配慮がなされている。（a）情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、（b）情報基盤（情報提供ネットワークシステム）においては「民－民－官」で広く利用される個人番号を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる

1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

2) 目的外利用が認められる場合としては、激甚災害が発生した時に金融機関が預金者の引出や保険契約者への支払のための検索キーとして用いる場合や人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で本人の同意がある場合や本人の同意を得るのが困難な場合などがある。利用範囲の詳細に関しては番号法の別表第一で定められている。

符号を用いることとし、(c) 当該符号を個人番号から推測できないような措置が講じられている。マイナンバーでの本人確認はできないこととされている。

このような配慮がされて制度設計がされたものの、現在、マイナンバー利用差し止め請求の訴訟が筆者の知るところで8件提起されている。うち、3件は地方裁判所で差し止め請求が棄却されている(1件は高裁に控訴)。

3) 2度の改正

番号法の利用範囲に関しては、3年後に限らず、これまで下記の2回見直しが行われている。

(1) 2015年の改正

銀行等の破綻によるペイオフ時の預金の名寄せのため、預金保険機構等にマイナンバーの利用が認められ、マイナンバーを付された預金情報の提供を求めることができることとされた。銀行等に対する社会保障制度における資力調査や税務調査に備え、銀行等にマイナンバーにより検索可能な状態で預金情報を管理する義務を課すとともに、行政機関や健康保険組合などが、社会保障給付事務のためマイナンバー付きの預金情報を求めることが認められた。

そのほか、健康保険の被保険者が転居・就職・退職で健康保険組合等を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定検診等の情報を組合等の間で円滑に引き継ぐことを可能とする、地方公共団体間で転居者の予防接種の履歴を、マイナンバーを活用して引き継ぐことを可能とする、特定

優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーの利用を可能とする、地方公共団体が条例を定めることで、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするなどの見直しが行われた。

(2) 2019年デジタル手続法に伴う改正

2000年にIT政策全体の基本法としてIT基本法³が制定され、同法に基づき「e-Japan戦略」が策定されるなど、電子政府実現に向けた取り組みが始まった。IT基本法に基づき設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(IT総合戦略本部)は、2017年12月に「行政手続のデジタル化の徹底」「添付書類の撤廃」の方針を決定し、2018年1月に「デジタル・ガバメント(当時は「eガバメント」)実行計画」が決定された。これらを受け、デジタル手続法⁴案が2019年3月に国会に提出され、5月24日に可決・成立し、同31日に公布された。この法律は、行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、番号法などの改正からなる。行政手続オンライン化法の呼称は、デジタル行政推進法に変更された⁵。同法ではデジタル化の基本原則として、a. デジタル・ファースト(個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する)、b. ワンスオンリー(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)、c. コネクテッド・ワンストップ(民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)の3原則を定めている。その上で、国の行政機関へのオンライン化を義務付ける、オンライン化の義務付け対象を、費用対効果を精査した上で政府全体の「情報システ

3) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

4) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

5) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

ム整備計画」で（閣議）決定する、利便性向上のため、添付書類の撤廃・手数料納付のオンライン化・民間手続とのワンストップ化（民間事業者に努力義務）、などの各種措置を講じる等の見直しを行っている。戸籍法や健康保険法等の改正も同時に行われている。

マイナンバーに関しては、施行3年後の見直しの時期でもあることから、次の改正が行われた。マイナンバーカードやマイナポータル、公的個人認証を含んだマイナンバー制度の仕組みが、行政手続のコアとなる基盤として位置づけられている。

- ① 既存口座のマイナンバー告知の3年間の経過措置の延長
- ② 保管振替機構を通じたマイナンバーの提供
- ③ 戸籍法の改正（情報提供ネットワークシステムを通じた戸籍情報の確認）
- ④ 健康保険のオンライン資格制度の導入、本人同意に基づく薬剤・特定検診情報の医療機関等の閲覧、健康保険証とマイナンバーカード一体化
- ⑤ その他行政のデジタル化推進のための下記の措置
 - a. 国外転出者に関する手続のオンライン化
 - b. 本人確認情報の長期かつ確実な保存と公証（戸籍の附票と住民票の除票の保存義務付け・保存期間を150年に延長）
 - c. 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号を入力しない方式を利用できる特定利用者証明検証者の認可制度創設）…④のオンライン資格制度対応
 - d. マイナンバーの通知カードの廃止
 - e. マイナンバーの利用事務の拡大
 - ・罹災証明書の交付に関する事務

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務

f. 情報連携の拡大（対象事務・情報の拡大）

- ・母子健康法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務
- ・健康保険組合等の被扶養者の認定（特別障害給付金情報等の追加）
- ・国民健康保険の被保険者の資格認定（生活保護関係情報等の追加）

なお、新型コロナウイルス感染症は、法改正により2020年3月13日から新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用対象に加えられている。

上記のうち①、②は2章の1節の3項、③は3章の5節、④は5章、⑤のa、cは3章の1節、bは本章2節と3章の5節でも言及する。

2. 基本的な仕組み

1) 利用目的制限内での利用方法

(1) 行政機関内の名寄せ（納税者番号などの機能）

マイナンバーは国民一人につき一つ付与された見える番号であることから、利子、配当、報酬等の支払時に支払者から税務署に提出される支払調書や特定口座年間取引報告書にマイナンバーを記入して提出し、納税者自身が提出する確定申告書にマイナンバーを記入することによって、これらをマイナンバーに基づいて名寄せし照合することが可能となる。そのためには、納税者は、利子・配当等の支払調書や特定口座年間取引報告書を提出する口座開設先の金融機関や証券会社（金融商品取引業者）や税務署などに、マイナンバーを告知する必要がある。社会保障に関しても社会保障の申請書にマイナンバーを記載することで社会保

障の実施機関での必要書類の名寄せが容易になる。そのためには、社会保障の実施機関に対して、マイナンバーを告知する必要がある。マイナンバーの告知に際しては、告知している者が本人である旨の確認も必要となるが、マイナンバーカードを用いれば、番号の告知と本人確認を同時に行うことができる。

（２）行政機関間の情報のやりとりのための機能

マイナンバーそのものは、異なる行政機関（健康保険組合を含む）をまたがって、個人の情報をやりとりするためのキーとして用いることはできない。そのため、マイナンバーとは異なる見えない符号（裏コード）を住民票コードに基づいて行政機関等ごとに振り出し、これを利用することで情報提供ネットワークシステムを通じて個人の行政情報をやりとりしている。やりとりできる情報と行政機関等は、税・社会保障・災害対策関連で番号法の別表第二で制限されている。情報提供ネットワークシステムは2017年11月から本格的な運用（利用開始は2016年1月）が開始された。しかし、どれくらいの事務が対象となっており、それが全体の何%ぐらいかは、必ずしもつまびらかではない⁶。なお、マイナンバーや4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を当該システムでやりとりできない。また、民間の企業は参加できない。

2）利用目的制限を超えた利用方法

（１）マイナンバーカードと公的個人認証

マイナンバーカードの取得は、各人に番号の通知カードとともに送付された交付申請書に必要事

項を記入し写真を添付し郵送又はスマートフォン（スマホ）・パソコンによるウェブ申請で申し込む。その後自宅に届いた交付通知書に記載された交付場所に、当該通知書と番号の通知カード、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類を持参して受け取る。受取の際にはパスワードを設定する。マイナンバーカードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記載されており、マイナンバーは裏面に記載されている。これは表面を本人確認書類として活用する際にマイナンバーが見られないようにする配慮からである。マイナンバーカードのICチップには、公的個人認証の電子証明書が読み込まれている。さらにICチップの空き領域を、国の行政機関と民間事業者は総務大臣が定める範囲内、地方公共団体は条例の定める範囲で利用可能である。

マイナンバーカードは、写真付きであり、カード自体で番号確認と番号を提示している者が本人である旨の確認を同時に行うことができる。さらに、同カードに盛り込まれている電子証明書を用いれば、オンラインでの本人確認も可能である。電子証明書による本人確認の範囲は番号法による制限を受けない。公的個人認証の詳細は3章の1節で述べる。

（２）マイナポータル

マイナポータルとは、各個人が自宅のパソコンやスマホなどからアクセスし見ることができる私書箱のようなもので、政府がオンラインで提供している。その機能としては下記のものがある。根拠法は番号法の附則第6条第4項だが、詳細は定

6）内閣官房ＩＴ総合戦略室、総務省「行政手続等の棚卸結果等の概要」（令和元年5月31日）によれば、全手続のうち、オンラインで実施できる手続の件数の割合（オンライン化率）は、平成29年度で種類数ベースで12%、件数ベースで71%。オンラインで実施できる手続件数のうち、実際にオンラインで実施されている手続件数の割合（オンライン利用率）は55%（国税・財務65.7%、社会保障・労働保険で15.3%）とされている。

められていない。

- ① 情報提供等記録表示：行政機関が情報提供ネットワークを通じてやりとりした自己情報の履歴を確認できる（ただし制限あり）。
- ② 自己情報開示：行政機関が保有する自己の一定の個人情報を確認できる。
- ③ 行政機関から配信されるお知らせを受信できる。
- ④ ワンストップ・サービス：必要な行政手続の確認とオンラインの申請などを、一度にまとめて行うことができる。
- ⑤ 公金決済サービス：マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済ができる。
- ⑥ 民間送達サービス：行政機関や民間企業等か

らのお知らせなどを、民間送達サービスを活用して受け取ることができる。

- ⑦ 外部サイト連携：外部サイトに登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となる。

当初は行政機関との情報のやりとりを想定していたが、その後、⑥や⑦のように民間企業と個人のやりとりでの活用も可能となった。②の自己情報開示に関しては、国民が自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう機能を拡充し、それを行政機関や民間企業のウェブサービス提供者が利用できるように「自己情報取得API」を作成・公開している。同APIのユースケースとして、銀行等が、ローン等の審査の際に必要な個人の所得情報をオンラインで即時に取得し、ローンの審



査をスムーズに進めるという例が挙げられている。

民間の情報を、マイナポータルを通じて個人に提供する場合は、民間送達サービスを経由する必要がある。例えば、特定口座年間取引書を個人のマイナポータルに送付することなどが挙げられる。

マイナポータルを利用するためにはマイナンバーカードを取得し、同カード内の利用者電子証明書を用いる必要がある。パソコンでアクセスする場合は、カードリーダーを用いて、マイナンバーカードから利用者電子証明書を読み取る必要がある。一部の NFC スマホを用いれば、カードリーダーを用いずにアクセスできる。

3) 法人番号

個人だけでなく、法人にも行政の効率化のため、13桁の法人番号が国税庁長官から各法人に付されている。国税庁の法人番号サイトでは、①法人の商号・名称、②本店等の所在地、③法人番号が公表されている。個人番号と異なり利用制限はない。法人番号により法人が提出する法定調書等の名寄せが容易となる。法人番号サイトでは、法人番号を用いて商号や本店所在地を確認することもできるし、その逆も可能である。

2017年に経済産業省が、各省庁が保有する許可、委託契約受注、補助金交付、表彰受賞等の法人の情報等を一括で検索、閲覧できる「法人インフォメーション」、経済産業省が保有する、補助金を交付された法人や表彰を受けた法人の情報等を一括検索、閲覧できるシステム「経済産業省版法人ポータル」の運用を開始した。さらに現在は、法人番号を活用し、一つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムとしての「法人共有認証基盤」の整備を計画しており、2020年以降の運用を目指している。

2章 所得や資産の捕捉における役割

1. 税分野におけるマイナンバーと所得の紐づけ

1) 申告納税制度と法定資料制度

わが国の所得税は、原則として納税者自らが税務署に確定申告書を提出して税を納付する、申告納税制度を採用している。

納税者に対して給与所得、配当所得、株式譲渡代金などを支払う第三者には、源泉徴収票や支払調書などの法定資料の税務署への提出を義務付けている。税務署は、法定資料などを基に申告漏れや無申告などがないかを確認する。

従来は税務署は住所・氏名などを基に、法定資料と確定申告書の名寄せ・突合作業を行っていたため、作業負担がかかっていた。マイナンバー制度導入に伴い、2016年以後は、原則として確定申告書や法定資料などに対してマイナンバーを記載することが義務付けられた。これにより、税務署はマイナンバーを用いて確定申告書と法定資料などを突合でき、申告漏れ等があれば以前よりも容易に把握できるようになっている。

2) 法定資料制度の対象となる金融所得

マイナンバーはあくまで法定資料制度を補完する役割であるため、そもそも法定資料制度の対象となっていない所得については、マイナンバーを導入しても当局による捕捉の精度は向上しない。

図表1は、主要国における法定資料制度の対象となっている所得の概要である。

アメリカ、フランス、イギリスでは、預貯金の利子を含む金融所得全般が法定資料制度の対象となっているが、日本では株式の譲渡収入や配当、

図表 1 主要国における法定資料制度の概要（個人・2019年1月現在）

		日本	アメリカ	イギリス	フランス
金融所得	利子	×（注1）	○	○	○
	配当	○	○	○	○
	株式譲渡	○	○	○	○
事業所得		×	×	×	×
給与所得		○	○	○	○
不動産譲渡		○	○	○	○
国内送金、預金の入出金		×	○	○	×
海外送金		○	○	○	×
税務面での「番号」利用の有無		○	○	○	×（注2）

（備考）「法定資料」とは、基本的には金銭等の支払を行う第三者が取引の内容・支払金額等を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料をいう。上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意

（注1）公社債の利子等は支払調書の対象となっている

（注2）フランスにおいては、納税者に税務番号が付与されるが、それをを用いた名寄せまたはマッチングは行われていない

（出所）財務省ウェブサイト「主要国における法定資料制度の概要（個人）」を基に大和総研作成

金や株式などの資産を保有しているという情報を事実上含んでいる。相続税や贈与税などの課税や、後述する社会保障給付のための資力調査等のことを考慮すると、金融資産の間に所得（資産）の捕捉精度の差によって、より捕捉されにくい資産が選好される懸念もある。わが国でも、金融所得課税の一体化を進め、預貯金の利子も損益通算の対象とする中で、法定資料制度の対象とすべきと考えられる。

公社債の利子などが法定資料制度の対象となっている一方で、預貯金の利子については法定資料制度の対象となっていない。

アメリカ、イギリス、フランスでは預貯金の利子につき、必ずしも一律の税率の源泉分離課税ではなく、所得によって税率が異なる仕組み（総合課税や、総合課税と分離課税の選択制など）となっていたり、損益通算が認められたりしているため、預貯金の利子についても法定資料制度の対象となっている。

他方、日本では預貯金の利子は一律の税率による源泉分離課税であり、経費の控除や損益通算が認められていない。このため、現状では税務署は、預貯金の利子の個人別の受取額を正確に把握する必要はない。

もっとも、フローの利子や配当などを受け取ったという所得情報は、その所得の源泉である預貯

3）証券口座へのマイナンバーの紐づけの進捗

2016年1月1日の制度改正以後、証券口座を新規開設する際にはマイナンバーの告知が義務付けられている。他方、2015年12月31日以前に開設された証券口座（以下、既存口座）については、経過措置としてマイナンバーの告知を猶予し、当初は2018年末までに告知すればよいこととされた。

証券会社等は既存口座の保有者にマイナンバー告知の働きかけを行ったが、2018年6月末時点では告知された割合は41.4%にとどまった^{7）}。このため、2019年度の税制改正で既存口座に対する経過措置を2021年末まで3年延長するとともに、2020年4月1日以後、証券会社等が証券保管振替機構（ほふり）を通じて住基ネットから口座開設者のマイナンバーを取得することも可能と

7）金融庁「平成31年度税制改正について－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－」（平成30年12月）による。

し、この場合、口座開設者が証券会社等にマイナンバーを告知したものとみなすこととした。

もっとも、ほふりを通じて口座開設者のマイナンバーを取得できるのは株式等振替制度の参加者である証券会社（および一部の銀行など）に限られる。したがって、2020年4月以後も、なお銀行などは引き続き未告知者にマイナンバー告知の働きかけをする必要がある。

4) インボイスを通じた事業所得の捕捉

2019年10月1日に食料品等に対する消費税の軽減税率が導入された。消費税率が複数になったことに伴い、どの税率が適用される取引であるのか、事業者の売上げ・仕入れについてより正確に確認することが必要となった。このため、2023年1月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されることとなった。

従来、事業者が消費税につき仕入れ税額控除を受けるためには当該取引について請求書等を保存することが要件となっていたが、請求書等の発行者が消費税の課税事業者であるか非課税事業者であるかは問われていなかった。

インボイス方式の下では、課税事業者の証しとして法人番号または事業者向けの登録番号（個人事業者等）を記載した請求書等（インボイス）を保存しておくことが仕入れ税額控除を受けるための条件となる。インボイスは事業者間で受け渡しし税務署に送られるものではないが、税務調査等の際には、税務署はインボイスを確認することができる。

事業者向けの登録番号はマイナンバーとは異なる番号ではあるが、税務署はどの登録番号がマイナンバーと対応しているかを紐づけることができる。インボイスはあくまで消費税の申告と納税を

担保するための措置ではあるが、間接的に個人事業者の事業所得を捕捉する手掛かりともなるだろう。政府は、登録番号などの利用状況を踏まえて、個人事業者の番号の可否を含め検討を行うこととしている。

2. 税分野でのマイナンバーと資産の紐づけ

1) 資産の自己申告制度

高所得者や多額の資産がある者などに対しては、相続税や贈与税、あるいは国外転出時のみなし譲渡益課税など海外で得た所得などに対する適切な課税を行うため、フローの所得だけでなくストックとしての資産および負債の情報についても毎年自己申告することが義務付けられている（不提出には過少申告加算税の増額、国外財産調書はさらに罰金などが科される）。

年間所得が2,000万円超かつ「総資産3億円以上または有価証券等が時価1億円以上」の要件を満たす者について、保有する全ての財産および債務の状況について記載した「財産債務調書」の提出が義務付けられている。5,000万円超の国外財産を有する者は、保有する国外財産の状況について記載した「国外財産調書」の提出が義務付けられている。これらの調書にはマイナンバーを記載する必要があり、税務署はマイナンバーとストックの情報を紐づけることができる。

2) 非居住者の金融口座情報の自動的交換

外国の金融口座を利用した脱税等に対処するため、各国の税務当局が相手国の居住者・法人の口座情報を交換し合う制度が整備され、OECD（経済協力開発機構）が、各国税務当局が共通で使用する様式を策定したことからCRS（Common

Reporting Standard) と呼ばれている。C R S には日本を含む 100 以上の国・地域が参加している。

C R S の参加国の金融機関は、非居住者の口座情報につき、毎年、所属国の税務当局に報告する義務があり、所属国の税務当局はその情報を居住地国の税務当局に送付する。

C R S によって送付される情報は、口座保有者の住所・氏名等や、年間の取引金額、年末の残高などが含まれる。日本国内居住者のマイナンバーについても、外国の金融機関が把握していれば C R S による情報提供の対象となる。

3. 社会保障給付等における資力調査でのマイナンバーの活用

1) 資産を判定基準とする諸制度

社会保障給付の中には、所得や資産が一定以下の場合に限り給付が行われる制度がある（受給条件の確認を「資力調査」という）。

税務では、資産捕捉の主な対象は高所得者や資産家だが、社会保障給付においては、主に低所得者の資産の情報が必要となる。

資力調査の際に用いる所得については（法定資料により担保された）税務上の所得が用いられるが、資産については原則として給付を受ける者の自己申告に基づく。自己申告の正当性を確認するため、社会保障給付を行う地方自治体などは、受給申請者の保有する資産について、銀行や証券会社などに照会を行うことができる。

従来は、資産残高を受給要件とする社会保障給付は生活保護などに限られていたが、近年は、低所得者向けの福祉的な給付の中に資産残高を受給要件に加える動きが見られる。

例えば、介護保険における、特別養護老人ホー

ムに入居する低所得者への「補足給付」について、2015 年 8 月以後、金融資産の残高も要件に加えられた。2020 年 4 月に導入された、低所得世帯に対する高等教育の無償化についても、金融資産の残高も対象要件となっている。

「新経済・財政再生計画 改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日、経済財政諮問会議決定）では、「高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担の検討」を行うとしている。具体的には、2020 年度において「マイナンバーの導入等の金融資産の把握に向けた取組を踏まえつつ、医療保険・介護保険制度における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について、骨太の方針 2020 に向けて関係審議会等において検討」するとしている。

2) 金融機関への資産残高の照会

地方自治体が資力調査を行う際には、従来は受給申請者の住所・氏名などを基に、銀行や証券会社などに対して口座の有無や残高等の照会をかけていた。

2018 年 1 月 1 日以後、預貯金等の口座を保有する個人については、2018 年 1 月 1 日以後、銀行等にマイナンバーを告知できることとなり、預貯金等を取り扱う銀行等には、預貯金者等の情報を当該預貯金者等のマイナンバーにより検索できる状態で管理することが義務付けられた。

証券口座を有する個人の証券会社等へのマイナンバーの告知は 2016 年 1 月 1 日から義務付けられた（前述）が、証券会社等に対する、証券口座保有者の情報を口座保有者のマイナンバーにより検索できる状態で管理することの義務付けは、2020 年 4 月 1 日から開始された。

これらの改正により、2020年4月以後、地方自治体などは、受給申請者のマイナンバーを基に、銀行や証券会社などに対して口座の有無や残高等の照会をかけられるようになっており、以前より容易に受給申請者の資産を把握できる。

3) 預貯金等へのマイナンバーの紐づけの義務化

預貯金等の口座を保有する個人については、2018年1月1日以後、銀行等にマイナンバーを告知できることとなったが、その告知は既存口座・新規口座ともに任意であり、義務ではない。

政府にとっては、社会保障給付の資力調査等に活用するために預貯金等へのマイナンバーの紐づけは重要であろう。他方、預金者側としてマイナンバーが預貯金と紐づけられることのメリットは、現状では、万一当該銀行等が破綻した際の名寄せがスムーズに行われることにより払い戻しの早期化が期待できることなどにとどまり、実感しにくい。

番号法では、2021年をめどとして施行状況等を検討し、必要があれば紐づけ促進のための措置を取るようになっていく。高市早苗総務大臣は、「相続や災害発生時に引き出しをすることについて国民の皆様の負担軽減ができるよう」⁸、預貯金等へのマイナンバーの紐づけの義務化実現に向けた検討を財務省・金融庁に依頼している。具体的には、あらかじめ預金者がマイナンバーを銀行等に告知しておけば、預金者が死亡し相続が発生し

た際に、当該被相続人が保有していた口座の一覧につき、相続人に対して通知が行われる仕組みを作ることが考えられる。

4. マイナポータル等を通じた税務手続の簡素化

1) 年末調整・確定申告の簡素化

年末調整や確定申告の際に、保険料控除等の各種控除を受けるには各種の証明書等を勤務先や税務署に提出する必要がある。

この証明書については紙だけでなく電磁的証明書の提供でも可能とする改正が行われてきているが、現在は年末調整や確定申告の際に必要な証明書は納税者が1件1件取得する必要がある。

政府は2020年10月以後の年末調整手続、および2021年1月以後の確定申告手続について、納税者が電磁的証明書を一括取得して勤務先や税務署に提出できるように準備を進めている。

行政機関が発行する証明書（自治体が発行するふるさと納税の証明書、健康保険制度が発行する医療費の証明書など）は、マイナポータルを通じて納税者が取得するスキーム、民間企業が発行する証明書（証券会社が発行する特定口座年間取引報告書、保険会社が発行する保険料控除証明書など）は民間送達サービス⁹を経由してマイナポータルで情報を取得するスキームが想定されている。

⁸ 2020年1月17日閣議後記者会見による。

⁹ マイナポータルには情報を蓄積する機能がない。行政機関の証明書等であれば、マイナポータルを通じて各行政機関に請求すれば情報を取得することができるが、電子証明書等を発行する民間企業の全てがマイナポータルからの随時の情報請求を受けられる態勢を備えることは難しいものと考えられる。

民間送達サービスとは、民間の証券会社や保険会社などが発行する電子証明書等を契約者に代わって一括して預かり、いつでもマイナポータルからの情報請求を受けられるようにするサービスであり、現在2社がサービスを提供している。

2) 年末調整・確定申告の簡素化

現在の政府の想定では、あくまでマイナポータルが行うのは、納税者が年末調整や確定申告を行う際の各種証明書の取得を簡素化するだけであり、申告の義務は納税者側に残っている。

これに対して、北欧諸国では、各種法定資料により税務当局が取得した所得や控除の情報を基に、税務当局が「記入済み申告書」を作成し、納税者はそれを確認し必要な修正を行うだけでよいとする「記入済み申告書制度」を導入している。

納税者に交付される各種法定資料は、マイナンバー付きで税務当局にも送られているため、税務当局がそれらを名寄せして「記入済み申告書」を作成したり、確定申告なしに金融所得の通算を行って納税者に還付を行うこと（金融所得確認システム¹⁰の導入）なども、理論上は可能である。マイナンバーを活用してさらなる納税者の利便向上に役立てる方策が期待される。政府のデジタル・ガバメント計画では、2026年をめどとした国税情報システムの刷新に2020年度から取り組むこととしており、上記の納税者の利便性向上に向けたマイナンバーの活用への取り組みを期待したいところである。

3) 金融機関における手続きの簡素化

マイナンバーカードに搭載された公的個人認証を用いると、税法や犯罪収益移転防止法で求められる本人確認を行うことができる。これにより、オンラインで証券口座を開設することも可能となるなど、マイナンバーカードは金融機関で法令上求められる手続きの簡素化にも役立っている。

もっとも、番号法導入前の議論からずっと、金融機関や証券会社では、住所や氏名が変更されているのに届出がされていない顧客について、マイナンバー制度の仕組みを利用して変更後の住所や氏名を確認できる仕組みができることを期待していた。

しかし、情報提供ネットワークシステムやマイナポータルでは、4情報（住所・氏名・性別・生年月日）のやりとりは行わない。たとえ税務上の支払調書を作成するためだとしても、顧客本人の同意を得ずに行政機関が民間に個人情報を提供することは相当ハードルが高いのが実情のもようである¹¹。

3章 マイナンバーカードと行政 手続の簡素化

1. 各種本人確認のオンライン化（公的個人認証活用）

公的個人認証とは、マイナンバーカードを活用して、インターネットを通じた本人確認を可能とすることであり、これを利用してマイナポータルにログインしたり、各種行政手続等をオンラインで行うことができる。利用可能な行政手続の例としては、e-Taxを通じた所得税等の国税の確定申告、eLTAXを通じた地方税の申告、国民年金・厚生年金等に係る各種手続などが挙げられる。これに加え、住宅ローンの契約等、金融機関における民間サービスでも利用が可能となっている。

前述の通り、マイナンバーカードには電子証明書が組み込まれている。電子証明書とは、第三者

10) 金融所得確認システムについては、金融税制・番号制度研究会「ICTの税務への活用－日本版IRA・日本型記入済み申告制度の導入－」（2017年10月）を参照。

11) 前述のほふりを通じた住基ネットからのマイナンバーの取得も、あくまで証券会社等が基本4情報（住所・氏名・性別・生年月日）を保有している者について、マイナンバーのみの提供を受けられるものであり、住所・氏名等が変更されているか否かの情報は受領することができない。

が、申請者が本人であることを、電子的に証明するものであり、マイナンバーカードの場合はICカードに組み込まれている。電子証明書には、「署名用電子証明書」（インターネット等で送信する電子文書が本人が作成・送信したものと証明するもの）と「利用者証明用電子証明書」（ログインした者が本人であると証明するもの）の二種類がある。電子証明書は市区町村の窓口で発行の手続きを行うことで取得することができ、それぞれの証明書について異なる暗証番号を設定する。電子証明書を取得した申請者は、ICカードリーダーでマイナンバーカードを読み取ることで、各種申請を行うことが可能となるほか、マイナポータルへのログイン等もできるようになる。

なお、公的個人認証に関して、2019年5月の改正により、国外転出者であっても、住民基本台帳の代わりに戸籍の附票を用いることで、電子証明書の発行をし、公的個人認証を行うことができるようになる。また、利用者証明用電子証明書について、利用拡大のために利用の際に暗証番号入力を要しない方式が認められるようになる。

施行日については、前者が公布日（2019年5月31日）から5年以内の政令で定める日、後者が公布日から1年以内の政令で定める日とされている。

そのほか、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日）では、スマホを用いた公的個人認証サービスの利用拡大、民間基盤との連携、金融機関における本人確認への利用拡大等が検討されている。

2. 情報提供ネットワークシステムの利用による添付書類省略

2017年11月から、番号法に基づいて、異なる

行政機関間のマイナンバーから生成された符号による情報連携の本格運用が開始され、マイナンバーを提供することによって、各種申請の添付書類を省略することが可能となっている。省略可能な書類の例としては、児童手当の申請における課税証明書や住民票、奨学金の申請における障害者手帳等が挙げられる。

マイナンバーを提供して各種添付書類を省略するためには、対面・郵送もしくはオンラインでのマイナンバーカード等による本人確認が必要となる。情報提供ネットワークシステムでは4情報（住所・氏名・性別・生年月日）のやりとりは行わないとされているため、マイナンバーカードの券面情報から本人情報を取り出す必要がある。なお、情報提供ネットワークシステムの仕組みに関しては、「マイナンバー法〔1〕～今国会で成立した個人番号関連法～」、pp.66-68、『大和総研調査季報』2013年夏季号（Vol.11）も参照されたい。

デジタル手続法での改正により、マイナンバーの提供が必要な各種申請については、住民票の写しや登記事項証明書の添付を要しないとするとされた。公布日から適用となっているが、情報連携自体の開始が2020年度内となっている。そのほか、各種計画においても、マイナンバー制度を活用した情報連携による、添付書類を省略できる範囲の拡大が検討されている。また、情報提供ネットワークシステムを利用して、当該システム内の個人情報、本人が指定する他の民間ウェブサービスが取得できるようなAPIの提供が開始されており、今後も情報共有のためのAPI活用の推進が見込まれる。

3. 各種カードの代用

マイナンバーカードによって、各種カードをデ

図表2 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

		2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度) ※ほとんどの住民が 保有(想定)	2023年度～ (令和5年度～)	主担当部局	
		1月～3月						
医療関係	健康保険証	システム開発・医療機関等での導入準備等			本格運用(令和3年3月～) ※概ね全ての医療機関等での導入を目指す(令和5年3月)		厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	薬剤情報、特定健診情報				薬剤情報のマイナポータル閲覧(令和3年10月～) 特定健診情報のマイナポータル閲覧(令和3年3月～)		厚生労働省 保険局医療介護連携政策課	
	患者の利便性向上	先行事例の実証	モデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開				厚生労働省 医政局研究開発振興課	
	処方箋の電子化、お薬手帳	電子化の検討(電子処方箋ガイドラインの改定等) 電子化に向けた環境整備の検討	電子化に向けた環境整備			環境整備を踏まえた実施	厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課	
	生活保護受給者の医療扶助の医療券・調剤券	フィジビリティ調査、制度的な検討 マイナンバーカードの利用促進、本人確認利用、メリットの広報周知、受給者の利便性向上	地方との協議	環境整備・システム開発		本格運用	厚生労働省 社会・援護局保護課	
	介護保険被保険者証	被保険者証そのものの在り方について見直しを行い、保険者等の関係者と合意			合意された内容に基づき、システム開発		本格運用	厚生労働省 老健局介護保険計画課
	PHR (Personal Health Record) 健康診断の記録	PHR検討会での検討 ・PHRの検討における留意事項の決定 ・留意事項に基づく各健診等の工程表の検討 ・中間報告(工程表決定)			工程表に基づき各担当部局が環境整備順次、マイナポータル等での閲覧、情報連携できる情報を拡大		厚生労働省健康局健康課 他 文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課	
	母子健康手帳				乳幼児健診情報等のマイナポータル閲覧		厚生労働省子ども家庭局 母子保健課	
就労関係	ハローワークカード	システム刷新・求職者マイページとのマイナポータル連携／マイナンバーカード活用準備				本格運用	厚生労働省職業安定局 首席職業指導官室	
	ジョブ・カード	デジタル化等の方針検討		システム開発		マイナポータル閲覧	厚生労働省人材開発統括官 キャリア形成支援室	
	技能士台帳	システム整備準備		システム整備		マイナポータル閲覧	厚生労働省人材開発統括官 能力評価担当参事官室	
	安全衛生関係各種免許	システム整備準備		システム整備 試行運用		マイナポータル閲覧	厚生労働省労働基準局 安全衛生部計画課	
	技能講習修了証明書	データベース拡充		システム 整備準備		マイナポータル閲覧	厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課	
	建設キャリアアップカード	フィジビリティ調査		マイナンバーカードの利用環境整備		保有資格等のマイナポータル閲覧	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課	
各種証明書等関係	在留カード	検討・方針の決定	措置内容の検討・結論		措置内容に応じた対応(法改正等)		出入国在留管理庁 在留管理支援部 情報分析官	
	教員免許状	環境整備等		運用開始				文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課
	大学の職員証、学生証			モデル事業実施と実施結果等を踏まえた大学関係者への周知		国立大学法人の中期目標・中期計画への反映	文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課	
	障害者手帳	障害者手帳のデジタル化等の推進				インターネット予約対応	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課	
	e・Tax等	設計・開発		マイナポータルを通じて、年末調整・確定申告手続に必要な情報を一括入手、各種申告書への自動入力を開始				国税庁長官官房企画課
	tasポカード	マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体における開発・導入を検討				自販機順次入替	財務省理財局 たばこ塩事業室	
	社員証等	利用手続簡素化に向けた検討・取りまとめ	事業者向け周知・広報			進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課	
	運転経歴証明書	運転経歴証明書が発行済であることを表示するシールの検討・準備	シールの交付 マイナンバーカードの普及状況等を踏まえたシステム連携等、運転経歴証明書の在り方の検討			システム連携等	警察庁交通局運転免許課	
公共サービス	利用拡大の推進 (公共交通サービス ・図書館カード ・その他地方公共団体 発行カード)	先進又は優良事例の周知・横展開及び多目的利用の推進による普及				進捗状況等に応じた対応	総務省自治行政局 住民制度課 情報流通行政局情報流通振興課 自治行政局地域情報政策室	

(出所) 政府CIOポータル「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日)

デジタル化することが検討されており、デジタル・ガバメント閣僚会議では、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日）等でこれについて言及している。

地方公共団体の行政サービスについては、図書館への入館カードをマイナンバーカードで代用するという先行事例があり、この横展開が図られている。加えて、自治体ポイントの活用等（後述）も含め、マイナンバーカードの一層の活用を推進するとされた。

医療分野では、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（後述）に加え、2021年3月からは、お薬手帳として代用することも考えられている。

ハローワークにおいては、ハローワーク・サービスのデジタル化が図られている。既にマイナンバーカード保持者については雇用保険の求職者給付の申請時の写真添付を不要とする等の措置があるが、これに加え、2023年以降、マイナンバーカードをハローワークカードとして利用可能とすることが図られている。

ほかにも、ジョブ・カード、教員免許状、運転経歴証明書、障害者手帳等の各種カード等のほか、民間サービスにおける社員証や診察券等のマイナンバーカードによる代用が図られている。

4. ワンストップ・サービス（マイナポータル活用）

マイナポータルにおいては、2017年7月から、「ぴったりサービス」として、子育てに関するワンストップ・サービスを受けることが可能となっている。子育てに関する各種手続の詳細を検索して調べ、検索した手続きをオンラインで申請する

ことが可能である。申請できる手続きの例としては、児童手当や保育施設の利用申込等が挙げられる。地域を選び、手続きを検索し、申請したい手続きを選択した上で、求められる情報の入力、添付書類の登録を行うことで、オンラインで申請を行うことができる。ただし、政府は基盤を用意しているが、実際にどの申請に対応するかを選択するのは自治体であり、地域によって利用可能な申請に幅があることには注意が必要である。

また、子育てについてはこのほか、「子育てノーストップ」という仕組みも検討されている。これは、マイナポータルではなく、民間事業者のアプリ等から行政手続等にアクセスできるようになるというものである。本人がアプリに登録した本人情報を基に、本人に必要な行政手続（児童手当の現況届等）を通知し、本人はその手続きを当該アプリ上で行うことができるという仕組みが想定されている。この仕組みのために、民間事業者は先述のAPIを活用して本人情報を自治体から取得することとなると考えられる。子育てノーストップは、2020年中のモデル実証が予定されている。

子育てに加え、介護に関するワンストップ・サービスが一部の地方公共団体で始まっている。介護に関する手続きをオンラインで行うことができるようになることで、介護者の負担の軽減を図っている。今後はさらに申請できる手続きの幅を拡大するとともに、対応可能な地方公共団体を増やすことが予定されている。

また、引っ越しと死亡・相続に関して、ワンストップ・サービスの導入が検討されている。前者について、引っ越しの際には、様々な行政機関、民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を届け出る必要があり、負担が生じるとともに手続漏れが起

こっている。これに対応するために、ワンストップで住所変更手続を行うことが検討されている。2019年12月には実証実験が行われており、その結果を今後2021年2月までにガイドラインとしてまとめることが想定されている。当実証実験では、転出届に係る手続きを転出する自治体にオンラインで行うことの実験が行われた。次に予定される実証実験では、転出届と同時に、転入先に情報を共有することの実験が行われるとされている。地方公共団体等での運用準備を進め、2021年3月までにサービスを順次開始することが予定されている。なお、当該手続は、あくまで行政機関における手続きである。電気・ガスなど民間事業者向けの手続きは、民間事業者と転出・転入に関する情報をやりとりするための措置を講じる必要がある。

後者の死亡・相続に関しては、手続きのほとんどがデジタル化されていない、同じことを繰り返すといった問題があり、相続人や行政機関等の負担を軽減するためにワンストップ・サービスの導入が検討されている。具体的なサービス内容としては、①遺族が行う手続の削減、②故人の生前情報のデジタル化と相続人の電子的認証による本人確認、③死亡・相続に関する手続の総合窓口の円滑な設置・運営——といったことが想定されている。①については、個人事業者の死亡届出書など、一定の他の手続きで登録された死亡情報等が参照できた場合は届出を省略可能とし、順次制度改正を行うとされている。②については、「故人の生前の情報のデジタル化」に関連する民間事業者等に対しヒアリングを行っており、エンディングノートに関する市場拡大等のために、2020年度内をめどにデータ標準の作成を進めるとされている。他方で、5節の戸籍法改正で、誰が相続人で

あるかを情報提供ネットワークシステムで把握することも期待される。③については、「おくやみコーナー」(市町村における死亡手続をワンストップで受け付ける総合窓口)を設置する自治体を支援する支援ナビの構築・設置を進めていくとされている。

5. 戸籍法改正とマイナンバー

戸籍について、各市区町村のシステムがネットワーク化されていないため社会保障の手続等に戸籍謄抄本が必要である、戸籍謄抄本の請求は本籍地に限られる、といった問題がある。これに対応するために、戸籍事務にマイナンバーを活用することが検討され、2019年5月にデジタル手続法の改正に伴い、戸籍法が改正された。

改正の内容として、まず、社会保障の手続等(例えば、児童扶養手当の支給事務における続柄等の確認など)において、戸籍謄抄本の添付が不要となる。具体的には、戸籍の副本に記録されている情報を利用して、親子関係等を識別する戸籍関係情報を作成し、新システムに蓄積するとともに、2節で先述した情報提供ネットワークシステムを通じて、蓄積された戸籍関係情報を確認することできるようにすることで、戸籍謄抄本の添付を省略することが可能となる。行政機関と法務省の間では、マイナンバー自体のやりとりは行わず、情報提供用個人識別符号を使用するとされている。これに併せ、デジタル手続法では戸籍の附票の記載事項を一部追加するとともに、附票ネットワークの構築をするという改正が行われている。

さらに、本籍地以外での戸籍謄抄本の発行が可能とされる。改正後は、各市区町村へマイナンバーカード等によって本人確認を行うことで、法務省の新システムと情報を照合し、戸籍謄抄本の発行

を行うことができるようになる。

これらの改正については、公布日（2019年5月31日）から5年以内の運用開始が想定されている。

6. 法人関連

マイナンバーは法人における活用の拡大も想定されている。まず、従業員の社会保険・税手続のワンストップ・サービスの検討である。企業が行う従業員の社会保険・税手続について、マイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を2021年11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大することが検討されており、2019年4月には「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）が公表された。また、2020年度中には、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続きについても、マイナポータルから行えるようにすることが予定されている。これに加え、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を2021年度以降開始することが予定されている。国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、2022年度以降の対象拡大に向けて検討し、2020年度中に結論を得るとしている。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、デジタル化の課題や方策等を検討し、2021年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討するとしている。

マイナポータルではさらに、法人設立ワンストップ・サービスが2020年1月20日から提供

されている。ここでは、法人設立届出、青色申告の承認申請等の国税・地方税に関する設立届のほか、雇用に関する届出（年金事務所・ハローワーク）などの法人設立後に必要な行政手続をオンラインで行うことができる。サービスの利用には、法人の代表者のマイナンバーカードが必要となる。

そのほか、法人関係の行政手続のデジタル化を進めるとともに、法人に関する情報のデータ連携の円滑化を図るために、法人デジタルプラットフォームの構築が進められている。法人デジタルプラットフォームは、複数の行政サービスで利用することを想定した共通機能と、業務固有の機能から構成され、2019年度時点では三つの共通機能（「Gビズインフォ」（法人番号に基づいた、府省間の法人関連データのオープンデータ化）、「GビズID」（法人番号を活用して、一つのID/パスワードで複数の行政にアクセスできるシステム）、「Gビズコネクト」（行政サービス等がインターネット上でシームレスかつセキュアにデータ交換できるプラットフォーム））の整備を進めている。

4章 マイキープラットフォームとマイナポイント

1. マイキープラットフォーム構想

マイキープラットフォーム構想とは、先述のマイナンバーカードの公的個人認証を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤の創設を図るものである。かねて「マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会」で検討が進められており、2017年9月から運用が開始されている。

マイキープラットフォームの利用者は、マイナンバーカードを作成した上で、プラットフォームで用いる口座番号として、「マイキーID」を作成・登録する。このマイキーIDは、マイナンバーとは異なるIDで、広く行政・民間サービスで利用可能であり、一人一つで重複がないため、自治体による他の様々なサービスと紐づけることで、マイナンバーカード一枚で他のサービスを活用することができるようにすることが考えられている。先述の通り、既にいくつかの自治体においては、マイキーIDを活用して、マイナンバーカードを図書館利用者カードとして運用する等の動きが見られる。

マイキープラットフォームのもう一つの活用法として、自治体ポイントの活用が検討されている。つまり、マイキーIDを口座番号として、全ての自治体ポイントをプラットフォームの口座内で管理するということである。自治体ポイントとは、地域経済の活性化等のために、マイキーIDを持つ者に対して付与される、地域の商店街での商品購入や公共施設の利用料などに利用することができるポイントである。自治体ポイントの付与方法としては、各自治体が対象者に直接ポイントを付与するか、クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージ等を自治体ポイントに変換するという二つの方法がある。前者については、ボランティア等の地域に貢献する活動を行った者や一定の健康づくりのために活動した者に対して付与することで、そうした活動へのインセンティブを与えるといったことが考えられている。後者については、よりキャッシュレス化を進めるといった考え等から、こうしたポイント等を自治体ポイントに変換することで、利用者の消費を促すというものである。

自治体ポイントの用途としては、実店舗での代金の支払い、オンラインでの物産の購入やクラウドファンディングなどが考えられている。まず、実店舗での支払いについては、店頭の端末にマイナンバーカードをかざすことでポイントを利用する方法が検討されている。一方で、端末の導入のコストが大きい、高齢者等にとっては利用方法が分かりづらい等の課題があり、マイナンバーカードから商店街のポイントカードにポイントを移行して利用する方法や、ポイントの商品券に変換して利用するといった方法も考えられている。オンラインでの物産購入等については、実店舗への端末導入等が必要ないというメリットがあり、神奈川県相模原市等では既に導入されている。いずれも地域での商品等の購入に用いられるため、地域経済の活性化や好循環の拡大等が期待される。

自治体ポイントの利用についても実証実験等が行われており、いくつかの事例が見られる。例えば、先述の相模原市では、防災、防犯、交通安全、環境美化、地域福祉などの安全・安心なまちづくりに資する活動をけん引した者に「地域活動ポイント」、健康づくりのために活動した者に「健康ポイント」として「さがみはらポイント」という自治体ポイントを付与している。さがみはらポイントは商店街で利用できるとともに、全国の特産品が買えるインターネット通販サイト「めいぶつチョイス」での買い物にも利用することができる。

そのほか、川崎市のモトスミ・ブレーメン通り商店街でも自治体ポイント導入の実証実験が行われ、クレジットカードのポイント等を交換し、商店街での利用ができるという仕組みが運用された。しかし、川崎市の実証実験については、利用者（23人）、利用額（一人を除くと合計10万円未満）ともに課題が残る結果となった。利用拡大

への課題としては、マイナンバーカードの保有者自体がまだ少ないこと、読み取りのための端末の導入には負担がかかること、ポイントの用途が限られ、マイキーIDの設定等の手間を超えるインセンティブを利用者に与えられないということが挙げられる。こうした課題への対応が今後期待される。

2. マイナポイント

消費税率引き上げに伴う消費減への対策として、中小・小規模事業者に対して消費者へのポイント還元の実施策を実施した上で、消費活性化のために一定期間、マイキープラットフォームを活用してプレミアムポイント（マイナポイント）を付与することが検討されている。マイキーID設定者4,000万人に対して、キャッシュレス決済サービスにて前払いか物品の購入等を行った際にプレミアム率25%（上限5,000ポイント）でのマイナポイントの付与を2020年9月～21年3月までの間、行うことが予定されている（自治体ポイントとマイナポイントは異なるものである）。事業の予算としては、当初予算（2,458億円）と補正予算（21億円）を合わせて約2,500億円が充てられる。

マイナポイントの利用方法としては、マイキーIDを設定した者はまず、マイナポイントを使う決済サービスを、登録キャッシュレス決済サービスの中から一つ選択する。その上で、選択した決済サービスで前払い（チャージ等）か、物品等の購入を行うことで、その額の25%分のマイナポイントを得ることができる（上限5,000ポイント）。取得したマイナポイントは、当該決済サービスでの買い物等で利用することができる。

今後、2020年7月からマイナポイントの申し

込みが開始され、2020年9月～21年3月まで、マイナポイントの取得ができる予定となっている。マイナポイントの申し込みについては、マイキーIDの設定と併せて個人が自宅等でPCやスマホを用いて自ら行うことが可能である。また、市区町村でマイナンバーカード交付からマイキーID設定、マイナポイントの申請までを一連の流れとして行えるような体制を整備することも考えられている。そのほか、小売事業者の店舗等にマイキーID設定・マイナポイント申し込み支援窓口を設置したり、コンビニATM、マルチメディア端末等でマイキーID設定・マイナポイント申し込みを可能にする等、民間事業者によるマイキーIDの設定等の支援の取り組みも検討されている。

マイナポイントの導入には、消費税率引き上げに伴う消費減への対策のほかにも、マイナンバーカードの普及の促進、キャッシュレス決済の利用の拡大、マイキーIDの設定者の増加に伴う自治体ポイントの利用促進と地域経済の活性化などといった効果が期待されていると考えられる。一方で、上限5,000ポイントのインセンティブのために、マイナンバーカード取得、マイキーID設定という手間を払ってもよいと考えるのか疑問も残る。また、当該措置は国の負担に基づく単発の措置であり、終了後の対応も課題となろう。

5章 医療との連携

1. 医療保険のオンライン資格確認の導入

1) 資格確認の概要

医療機関で保険診療を受ける際には、その者が医療保険制度（健康保険組合、協会けんぽ、国民

健康保険、後期高齢者医療制度など）に加入し、受給資格があることを確認する必要がある。この資格確認は、医療機関の窓口と、社会保険診療報酬支払基金または国民健康保険中央会（以下、支払基金・国保中央会）の2段階で行われる。

医療機関の窓口では、医療保険制度が発行する保険証の券面によって資格確認を行う。医療費の本人負担は原則3割であり、受診者は窓口で3割を直接支払う。残りの7割は医療機関が支払基金・国保中央会に対してレセプトを送付し請求する。支払基金・国保中央会はレセプトと被保険者の台帳を照合し、審査終了後に、医療機関に対して7割の医療費を支払う。

保険証の券面は、転職などにより加入する医療保険制度の変更や、保険料の未納等による保険証の無効化をリアルタイムに反映するものではない。このため、医療機関の窓口で保険証を確認しても、支払基金・国保中央会に差し戻されることがしばしばあり、この場合、医療機関にはレセプトを訂正して再請求するなどの事務作業が発生している。

2) オンライン資格確認

2021年3月からは、マイナンバーカードの公的個人認証を用いて、オンラインで医療保険の資格確認ができる仕組みが導入される。これにより、マイナンバーカードが保険証と同じ機能を持つ。

医療機関の受付で、患者がマイナンバーカードをカードリーダーにかざすと、オンラインで支払基金・国保中央会が持つ被保険者の台帳と照合し、資格確認ができる。これにより、保険証が無効になっていたたり、加入する制度が変更されていることは、その場で判明するため、医療機関の事務負担を削減することができる。患者としても、転職

や住所変更などがあっても医療保険制度の手続きさえ済んでいれば、新たな保険証の発行を待たずに医療機関を受診できるようになる。

政府は、現行の保険証による資格確認とマイナンバーカードによる資格確認を併存させ、医療機関がオンライン資格確認を導入するか否かは任意としている。ただし、オンライン資格確認や電子カルテシステム等の導入に向けた医療機関のシステム整備の支援について予算措置を講じている。

2. 医療情報活用による質の向上

マイナンバーカードを医療の質の向上にもつなげることが目指されている。具体的には、利用者本人の同意の下、各保険者が実施する特定検診等のデータや処方された薬剤などの情報を支払基金・国保中央会のシステムに蓄積し、本人がマイナポータルを通じて経年の健康状態の変化を確認したり、医療機関による診療に役立てたりする仕組みを2021年4月以後、順次導入予定である。

データを支払基金・国保中央会に蓄積することにより、転職や転居などにより加入する制度が変わっても継続して利用できることが特徴である。

診療内容や薬剤に関する情報などはマイナンバーカードのICチップには格納されないため、マイナンバーカードが紛失・盗難等されても、（パスワードまで知られてマイナポータル等に不正ログインされることがない限り）診療内容や薬剤等に関する情報は流出しない仕組みになっている。

6章 今後の課題

1. 経済4団体の要望

マイナポータルや公的個人認証は、デジタル・ガバメントのコアの基盤といえるが、これらを利用

用するためにはマイナンバーカードを取得する必要がある。しかし、マイナンバーカード交付数は2020年3月1日現在で、1,973万枚と、全人口の15.5%にとどまっている。取得の手続きが面倒、PCでマイナポータルに接続するのにカードリーダーが必要といった点がその原因として指摘されている。政府はスマホを活用した対応などをしてはいるが、まだ普及にはつながっていない。

デジタル手続法による番号法の改正前の2018年に、経済4団体（日本経済団体連合会（経団連）、経済同友会、新経済連盟、日本商工会議所）は、マイナンバー制度の見直しに関する意見を公表している。

主要な指摘としては、まず、マイナンバーに関する政策の全体像が分かりにくい、利用者目線で制度が設計されていないなどの指摘があった。

経団連は、政府のデジタル・ガバメント実行計画（2018年）で、法令に基づく全ての手続きにIDを付けることが盛り込まれた点を評価しつつ、一部の省庁・自治体の対応漏れや様々な仕様の乱立を回避するため、網羅的なリストの作成を提案している。経済同友会はマイナンバー制度の推進体制の刷新、マイナンバー制度の目標設定・定量的な評価の導入と中央政府による地方公共団体の業務プロセス及びシステムの標準化の徹底、新経済連盟は、定量的なKPIの明確化や分かりやすい工程表と政府トップレベルの施策推進・評価のほか、マイナンバー制度を活用した添付書類の削減にとどまらない「対面・書面交付・押印原則撤廃一括整備法」の制定と政府CIOの権限強化を提案している。ユーザー目線の制度設計として、経団連は情報提供ネットワークシステムや



マイナポータルへのAPI、新経済連盟は開発者フレンドリーなAPI開発を要望しており、経済同友会は、マイナポータルについて認知・利用が広がらないとして、マイナンバーカードやカードリーダーを不要とする仕組みを設計すべきとしている。日本商工会議所はマイナンバーカードに関する国民の声の実態把握、マイナンバーカードの安全性に関する正確な情報提供と取得促進キャンペーンの実施などを求めている。さらに、経団連はマイナンバー制度の国民理解の促進、新経済連盟はマイナンバー制度の利用の努力義務化を提案している。

制度の大枠の見直しに関しては、経団連、経済同友会、新経済連盟とも、特定個人情報としての取り扱いの見直しや利用目的の拡大を求めている。経団連は、利用目的の変更の柔軟化やグループ内での顧客や従業員のマイナンバー共有、特定個人情報からのマイナンバー除外、経済同友会は個人情報保護法の強化を踏まえ、一般の個人情報と同様の取り扱いとすること、本人の同意に基づく利用目的制限の撤廃や民間利用の解禁、新経済連盟は、特定個人情報を一般の個人情報と同様の扱いとすること（本人同意に基づき、マイナンバー利用事務内での提供制限の解除、個人番号関係事務実施者内における名寄せ等での活用可能化）を提言している。

個別の見直しに関しては、経団連と新経済連盟は、個人の4情報が変更された場合に変更後の情報の取得を可能とすることを求めている。

納税手続の簡素化（経団連、新経済連盟）、不動産登記への活用（経団連）や不動産マイナンバーを活用した不動産情報バンクの構築（新経済連盟）、行政手続における印鑑・印鑑証明書の廃止（経団連）、マイナンバーカードを用いたワンカー

ド化推進（経済同友会は健康保険証、経団連・新経済連盟・日本商工会議所は運転免許証なども統合）、選挙・投票への活用（経団連、新経済連盟）、スマホによる公的個人認証（経済同友会、新経済連盟）やID・パスワード、ワンタイムパスワード、生体認証等多様な認証手段の確保（経団連）などが提案されている。日本商工会議所は、災害対策や医療への活用拡大を求めている。

法人番号に関しても、経団連はその活用と拡充、新経済連盟は、法人ポータルの活用と官民連携の推進を求めている。

1) 特定個人情報を個人情報とした場合

経済団体の提案の中で、一番大きな見直しの提案は、特定個人情報をなくし通常の個人情報として扱うというものである。通常の個人情報であれば、本人の同意を得られれば、利用目的に制限がなくなる、不正な取得でなければ特に制限なく個人情報の取得が可能（ただし、取り扱いの際には利用目的の特定が必要）となる。第三者提供についても、本人の同意等に基づきかつ利用目的に第三者提供が含まれていれば基本的に可能となり、漏えい等の報告は努力義務となる。通常国会で議論されている個人情報保護法の改正法案では、漏えい等の報告の義務化、第三者提供時の記録の本人の開示請求への対応、オプトアウトにおける基準や開示の厳格化、罰則強化等が盛り込まれている。

2. 現実的な答えは？

マイナンバーの利用目的や第三者提供に制限が設けられた経緯や、マイナンバーの利用差し止めの訴訟が提起されていることから考えれば、利用目的や第三者提供を一般の個人情報並みに緩和す

るのは困難であろう。ただし、これらを大きく変更しない範囲での見直し、例えば、番号法で定められた利用目的の範囲内での利用目的変更への対応の柔軟化、グループ内でのマイナンバーの共有、個人番号関係事務実施者による名寄せ等での活用活性化、安全管理措置の緩和などは検討する余地はあると思われる。個人の変更後4情報が取得可能なシステムは、金融機関のみならずそれ以外の業界でもニーズが高い。正しい情報に基づく顧客管理に資することを考えれば、引き続き検討が望まれる。

マイナンバーカードやマイナポータルが普及しない理由として、全体像や効果が見えにくい点も挙げられる。対象となる行政手続にどのようなものがあり、それがどの程度簡素化されるのか、国民に分かるように説明することが求められる。これが見えにくいいため、納税者番号としてのイメージを拭い去れないのではなかろうか。例えば、オンラインで税の還付を可能とするシステムなどを導入すれば、国民がマイナンバーカードを取得する大きな動機付けになり得るのではなかろうか。あるいは、今回の新型コロナウイルスへの対応で、マイナンバー制度の利便性を国民が実感できるような措置が講じられれば、国民のマイナンバー制度への理解を促す契機となるかもしれない。

オンラインで事務処理ができるシステムを導入しても、全ての事務手続をオンラインで処理できなければ（一つでも対面の処理が残っていれば）、意味がない。100%オンライン化が実現しているか否かを明らかにし、実現していないのであれば、実現に向けた措置を講じるべきである。マイナ

ポータルで利用できる行政サービスに関しては、地域ごとに対応できる手続きの範囲が異なり利用者にとって分かりにくいという問題もある。これらの問題の解消に向けた対応策として、印鑑・印鑑証明書の廃止、地方公共団体の業務プロセス及びシステムの標準化の徹底、「対面・書面交付・押印原則撤廃一括整備法」の制定などは一考に値しよう。

ワンストップ・サービスの検討を見ても分かるように、マイナポータルを用いたサービスの検討には相当の年数を要する。民間の情報をマイナポータルに流す際には、民間送達サービスを経由しないといけませんが、現状では、サービス提供者が少ない。マイナポータルを利用できる制度の拡張には時間がかかりそうなどところがある。民間側の積極的な提案・関与が望まれるが、そのためには、一般の個人や民間事業者でも理解できる分かりやすい説明が必要であろう¹²⁾。

12) 例えば、PCやスマホでなくケーブルテレビを使ってマイナポータルにアクセスするサービスの実証研究が行われていた。運転免許証を返上した地方の高齢者には有用なサービスとして期待されたが、その後、検討対象のサービスから削除されている。検討対象としたサービスについては、現状が分かるような情報提供が望まれる。

【参考文献】

- ・「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日）
- ・一般社団法人日本経済団体連合会「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」（2018年2月20日）
- ・公益社団法人経済同友会「マイナンバー制度に関する提言—マイナンバー制度をわが国のデジタル化の基盤として今こそ抜本改革せよ—」（2018年8月）
- ・新経済連盟「スーパーデジタルネーション～マイナンバー・法人番号制度の徹底利活用～」（2018年4月18日、規制改革会議）
- ・日本商工会議所「『マイナンバーカード』の取得促進および災害時の対応機能強化に関する要請について」（平成30年3月8日）

[著者]

吉井 一洋（よしい かずひろ）



金融調査部
制度調査担当部長（執筆時）
担当は、会計制度、税制、会社法、
金融商品取引法、金融制度等

是枝 俊悟（これえだ しゅんご）



金融調査部
研究員
担当は、税制、社会保険制度、
会計制度、金融商品取引法

藤野 大輝（ふじの だいき）



金融調査部
研究員
担当は、会計制度、情報法制、
金融商品取引法、税制